

## 泉州オープンファクトリー2024 参加規約（参加事業者用）

### 第1条（本規約の範囲および変更）

1. 本規約は、泉州オープンファクトリー実行委員会（以下「実行委員会」という）が主催する泉州オープンファクトリー2024（以下「本イベント」という）への参加に際して適用される条件を定めるものである。下記第3条に基づく本イベントの申込を実行委員会が承諾した全ての参加事業者（以下「参加事業者」という）は、本規約の内容を承諾したものとみなす。
2. 実行委員会は、参加事業者に通知を行うことにより、本規約の変更又は細則の制定をすることができるものとする。但し、当該変更規定又は細則が通知された後に、参加事業者が本イベントに参加した場合には、参加事業者は当該内容に同意したものとみなされ、当該変更規定および細則は、本規約の一部を構成するものとして、参加事業者に適用される。

### 第2条（本イベントの申し込み）

1. 本イベントの参加申込者は、実行委員会の定める手続に従って、参加の申込（以下「参加申込」という）を行うものとする。

### 第3条（本イベント参加申込の承諾）

1. 実行委員会は、本規約に承諾し第2条の参加申込を行った参加申込者に対し、本イベントの参加を許諾する旨を適切な手段（電子メール等）にて通知する。
2. 実行委員会は、第1項の参加申込について所定の審査を行うことがある。
3. 本実行委員会は前項の審査を行った場合において、参加を認めることが不相当と判断した際は、参加を拒否することができる。

### 第4条（参加費の支払）

参加申込者は、参加が決定した場合、実行委員会が定める本イベントに係る参加費を実行委員会が定める所定の方法により、実行委員会が定める期日までに支払うものとする。但し、非営利法人である、公益社団法人・公益財団法人・一般社団法人・一般財団法人・特定非営利活動法人（NPO法人）・社会福祉法人・特殊法人等については、申出があった場合、実行委員会で協議のうえ、参加費を免除する。また、実行委員会が実施コンテンツを提示して参加を依頼した事業者については、参加費を免除する。

### 第5条（申込の取消）

参加事業者確定日（8月16日）以降、申込の取消は原則として認められない。また、参加費の返金もしない。

### 第6条（参加資格の中断・取消）

1. 参加事業者が以下の項目に該当する場合、実行委員会は、事前に通知することなく、直ちに本契約を解除し、当該参加事業者の参加資格を取り消すことができるものとする。

- 1 参加申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。

- 2 イベント内容を適切に理解できない可能性がある場合、もしくは実行委員会が本イベントの参加事業者としての適格性に欠けると判断した場合。
  - 3 実行委員会が禁止する行為を行った場合。
  - 4 参加事業者に対する破産、民事再生その他破産手続の申立てがあった場合、または参加事業者が後見開始、補佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合。
  - 5 本規約に違反した場合。
  - 6 その他参加事業者として不適切と実行委員会が判断した場合。
2. 実行委員会は、本条1項に該当する場合の他、参加事業者が本イベントの進行の妨げになると判断した場合、退場を命じることがある。

#### 第7条（役割分担）

本イベントにおける役割については、次の通りとする。

- 実行委員会 本イベントの告知、募集、企画、運営及び安全確保。
- 参加事業者 本イベント内で企画・実施する工場見学・ワークショップ・体験・実演・販売等のイベント（以下、「実施コンテンツ」という）及び実施コンテンツにおける安全確保、告知

#### 第8条（実施会場と責任）

本イベントにおける責任については、次の通りとし、参加事業者の実施コンテンツ会場は参加事業者が参加者の入場を受け入れる敷地内（以下、「実施コンテンツ会場」という）とする。

- 実行委員会 本イベントにおける実施コンテンツ会場外における責任を負う。
- 参加事業者 実施コンテンツ会場内における責任を負う。

#### 第9条（参加者の募集および連絡）

1. 本イベント参加者の募集は実行委員会のシステムを使用し、実行委員会が行う。
2. 実施コンテンツが定員に満たなかった場合でも、開催することとする。

#### 第10条（参加費徴収）

参加事業者が有料とする実施コンテンツについては、参加事業者が実施コンテンツ会場にて参加者から直接参加費を収受し、実行委員会は関与しないものとする。

#### 第11条（異常時の対応）

1. 実行委員会は本イベント開催前に参加者に対し、以下の内容で同意を得るものとし、合わせて万が一事故が起きた場合に備え、実行委員会の費用負担によって保険に加入する。

但し、第 12 条に記載する「実行委員会の加入保険」の補償項目に該当しないもの及び上限金額を超える補償について、実行委員会が責任を負わないものとし、参加事業者の判断により自主的に追加で保険に加入するものとする。

実行委員会が参加者から同意を得る内容は、オープンファクトリー参加者規約の内容を参加事業者が確認し承諾するものとする。

- 1 実行委員会及び参加事業者は参加者の安全面に十分配慮するが、万が一事故が起きた場合、実行委員会及び参加事業者に過失が認められない事故については参加者自身の責任となること。
  - 2 本イベント及び実施コンテンツ開催中の貴重品等は参加者自身が管理し、紛失・盗難等の事故やトラブルについて、実行委員会及び参加事業者は責任を負わないこと。
  - 3 参加者は実施コンテンツ会場内の設備や備品について許可なく触れる事を禁止し、万が一参加者が違反し設備や備品に触れ、参加者が怪我をした場合は実行委員会及び参加事業者は責任を負わない事とし、設備や備品の故障・破損については参加者自らが弁償すること。
2. 参加者が参加事業者の備品を破損した場合、参加事業者と参加者で協議し、解決するものとする。

#### 第 12 条（実行委員会の加入保険）

1. 実行委員会が加入する保険は以下に記載するものとし、実行委員会が保証するものは実行委員会が加入する保険が適用される補償項目及び上限金額を上限とする。
2. 上限金額については実行委員会の判断により引き上げる可能性があるものとする。
3. 実行委員会は補償項目に該当しない補償及び上限金額を超える補償はしないものとし、参加事業者の判断により自主的に追加で保険に加入するものとする。

補償項目	上限金額
イベント参加者の死亡・怪我・後遺障害	50,000,000 円
入院保険金日額	8,000 円／日
通院保険金日額	1,500 円／日
設備・備品の破損	適用外 全参加者を特定する事が出来ない為、実行委員会で加入する保険が適用されません。必要に応じて事業者様でご加入ください。 ご加入の火災保険が適用されるか加入されている保険会社にご確認下さい。
イベント参加者の所有物紛失	適用外 全参加者を特定する事が出来ない為、実行委員会で加入する保険が適用されません。

	所有物はお預かりにならず、イベント参加者ご自身で管理するようご案内下さい。
イベント参加人数	直前の参加人数に合わせて加入

### 第 13 条（個人情報の取扱）

1. 実行委員会及び参加事業者は、互いに個人情報の取り扱いに関し、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守して、個人情報を適正に取り扱う。
2. 実行委員会が入手した個人情報のうち、氏名、連絡先（電話番号及びメールアドレス）及び年齢については、本イベント参加者の同意を得たうえで参加事業者に提供する。
3. 実行委員会が提供した個人情報が参加事業者の過失により流出した場合、参加事業者が責任を負うものとする。

### 第 14 条（情報の利用と取扱い）

1. 本イベントを通じて実行委員会が提供する情報及びコンテンツ（デザイン・写真・原稿・標章等）の著作権は、参加事業者が提供するものを除き、すべて実行委員会に帰属する。
2. 参加事業者に権利の帰属する情報及びコンテンツを本イベントに使用するために実行委員会へ提供する場合、実行委員会は、各種権利の手続きを参加事業者においてすべて完了しているものと判断する。また、これらの情報及びコンテンツにより第三者との間に生じた紛争、損害については、すべて参加事業者の責任において解決するものとし、実行委員会は、一切の責任を負わないものとする。
3. 実行委員会は、本イベントの広報活動や活動報告、円滑な運営等のために、参加事業者の情報及び本イベントの内容を、一般に開示することがあり、参加事業者はこれに同意するものとする。

### 第 15 条（反社会的勢力の排除）

1. 実行委員会及び参加事業者は、次に掲げる事項につき、相手方に対して表明し、保証する。
  - 1 自らとその役員、経営・事業に実質的な影響力を有する株主、重要な地位の使用人またはこれらに準ずる顧問等（以下「役員等」という）が、反社会的勢力ではなく、今後ともそのようなことはないこと。
  - 2 自らとその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、今後ともそのようなことはないこと。
  - 3 自らとその役員等は、相手方との本規約に関連する業務の遂行において、反社会的勢力と知りながらその業務の全部または一部を遂行させてはならず、今後ともそのようなことはないこと。
2. 実行委員会及び参加事業者は、前項各号のいずれかに違反した場合は、相手方との一切の契約関係について、何らの催告なしに直ちに解除されることを受け入れるとともに、かか

る契約解除を理由として、相手方に損害賠償請求その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものとする。

3. 実行委員会及び参加事業者は、相手方が第1項各号のいずれかに違反した場合、相手方との一切の契約関係について、何らの催告なしに直ちに解除するとともに、これによって被った一切の損害の賠償を請求することができるものとする。

#### 第16条（免責事項）

1. 実行委員会は、参加事業者が本イベントに参加することにより受けた損害について、それが実行委員会の故意または重過失によらない場合には参加事業者に対して一切の責任を負わないものとする。
2. 天災地変、戦争・内乱・暴動、電力、交通その他の社会インフラの停止・混乱等その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力によって本イベントを提供できなかったことにより生じた損失について、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。また、参加事業者に対する参加費の返還義務を負わないものとする。
3. 実行委員会は、参加事業者または参加事業者と本イベント参加者との間に生じたトラブルについて、一切の責任を負わないものとする。

#### 第17条（イベントの中止・中断および変更）

1. 実行委員会は、本イベントの運営上やむを得ない場合には、参加事業者に事前の通知なく、本イベントの運営を中止・中断および変更できるものとする。
2. 前項の場合には、実行委員会は、本イベントの中止または中断後に本イベントについての参加費を返金する。但し、実行委員会の責任は、支払済みの参加費に限られ、参加事業者が負担したその他費用は返金の対象とならない。
3. 本イベント開催日に天候不良が予想される場合、実行委員会が本イベントの中止・延期の判断を開催日前日の12時時点で行い、中止・延期する場合は、泉州オープンファクトリーのホームページにて案内を行う。

#### 第18条（参加費の返金方法）

本イベントの中止または中断による返金方法は、参加事業者が指定する銀行（郵便）口座に振込する。但し、返金額は支払済みの参加費に限られ、参加事業者が負担した手数料等は原則として、返金の対象とならない。但し、実行委員会の都合による、本イベントの中止または中断に関しては、この限りではない

#### 第19条（協議事項）

本規約に定めのない事項、または本規約について疑義が生じた場合には、実行委員会及び参加事業者が誠意をもって協議の上、これを解決する。

#### 第20条（合意管轄）

本規約または本イベントに関する一切の紛争については、実行委員会が属する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本規約は2024年7月1日に実施する。